

あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あわら市空き家情報バンク実施要綱（平成19年あわら市告示第40号。以下「実施要綱」という。）に基づくあわら市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録及び市場への流通を促進することを目的として交付する空き家家財処分支援補助金（以下「補助金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 所有者等 実施要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (3) 家財 空き家内に使用されず放置された状態の家具、寝具等をいう。
- (4) 許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定により許可を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空き家バンクに現に登録されている空き家又は第4条に規定する補助事業の完了後速やかに登録する空き家の所有者等であること。
- (2) 継続して2年以上空き家バンクに登録する旨の誓約をした者であること。
- (3) 空き家の所有者等が個人又は非営利組織等であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(補助事業及び経費)

第4条 補助の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 家財の処分
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分
- (3) 空き家内外の清掃
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

3 所有者等は、第1項第1号及び第2号に掲げる事業を業者委託する場合は、許可業者において行うものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あわら市空き家家財処分支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の見積額及びその内訳が確認できる書類(業者委託する場合は、業者が作成した見積書の写し)

(2) 補助事業着手前の写真

(3) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助金の対象となった空き家1件につき1回までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、あわら市空き家家財処分支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにあわら市空き家家財処分支援補助金変更交付(中止承認)申請書(様式第4号)に、市長が指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更交付決定又は中止承認)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、又は中止を承認し、あわら市空き家家財処分支援補助金変更交付決定(中止承認)通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の12月末日のいずれか早い日までに、あわら市空き家家財処分支援補助金完了実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 補助事業完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、あわら市空き家家財処分支援補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付額の確定を受けたときは、あわら市空き家家財処分支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、あわら市空き家家財処分支援補助金返還請求書（様式第9号）により、期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

- (1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

あわら市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

あわら市空き家家財処分支援補助金交付申請書

あわら市空き家家財処分支援補助金の交付を受けたいので、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | |
|------------------|--|
| 空き家所在地 | あわら市 |
| 空き家情報バンク 登録番号 | <input type="checkbox"/> 登録済（登録番号 ー ） <input type="checkbox"/> 登録予定 |
| 事業完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 補助対象経費 | 円 |
| 交付申請額 | 円 (補助対象経費の2/3以内、上限10万円) ※1,000円未満切捨て |

添付書類

- (1) 補助対象経費の見積額及びその内訳が確認できる書類（業者委託する場合は、業者が作成した見積書の写し）
- (2) 補助事業着手前の写真
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

あわら市空き家家財処分支援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 空き家情報バンクに登録した空き家について、継続して2年以上登録します。
- (3) あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第13条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

2 同意事項

- (1) あわら市空き家家財処分支援補助金の適正な執行に必要な範囲内で、市長が納税状況等を閲覧することに同意します。
- (2) 市長が報告及び調査等を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名

様式第3号（第7条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市空き家家財処分支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市空き家家財処分支援補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- 1 空き家所在地 あわら市
- 2 空き家情報バンク登録番号
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

| | |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の額 | 円 |

備考

あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第13条の規定により、以下の要件に該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。

- (1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為があったとき。
- (3) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認めるとき。

あわら市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

あわら市空き家家財処分支援補助金変更交付（中止承認）申請書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定を受けたあわら市空き家家財処分支援補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

| | |
|------------------|--|
| 空き家所在地 | あわら市 |
| 空き家情報バンク 登録番号 | <input type="checkbox"/> 登録済（登録番号 — ） <input type="checkbox"/> 登録予定 |
| 事業完了予定年月日 | 変更前 年 月 日 変更後 年 月 日 |
| 補助対象経費 | 変更前 円 変更後 円 |
| 交付申請額 | 変更前 円 変更後 円 (補助対象経費の2/3以内、上限10万円) ※1,000円未満切捨て |
| (中止の理由) | |

添付書類

- (1) 交付申請書の添付書類のうち、変更が生じる書類

様式第5号（第9条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市空き家家財処分支援補助金変更交付決定（中止承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市空き家家財処分支援補助金については、下記のとおり変更交付決定（中止承認）したので、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付決定通知年月日及び番号

年 月 日 あわら市指令 第 号

2 変更の内容

あわら市長 様

住 所
氏 名
連絡先

あわら市空き家家財処分支援補助金完了実績報告書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定を受けたあわら市空き家家財処分支援補助金について、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|------------------|--------|
| 空き家所在地 | あわら市 |
| 空き家情報バンク 登録番号 | 登録番号 ー |
| 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 交付決定額 | 円 |

添付書類

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市空き家家財処分支援補助金額確定通知書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付の決定をしたあ
わら市空き家家財処分支援補助金について、あわら市空き家家財処分支援補助金交
付要綱第11条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
連絡先

あわら市空き家家財処分支援補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で額の確定の通知のあったあわら市空き家家財処分支援補助金を次のとおり交付されるようあわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

| | |
|--------------|---------------------------|
| 振込先金融機関 | 銀 行 信用金庫 協同組合 支店 |
| 口座番号 | (普通・当座) 口座番号： |
| フリガナ 口座名義 | |

備考

- 1 預金通帳の写しを添付すること。
- 2 ゆうちょ銀行への振込みの場合は、振込み専用口座を記入すること。

様式第9号（第13条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市空き家家財処分支援補助金返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定のあったあわら市空き家家財処分支援補助金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、あわら市空き家家財処分支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日